

工場立地法の地域準則が定められました

近年の公害防止技術の著しい進展等を受けて企業がより活動しやすい環境を整備するため工場立地法の緑地面積率等を緩和する地域準則条例を制定しました。

(平成18年4月1日施行)

[条例の内容]

都市計画法に基づく区域により緑地面積率、環境施設面積率が緩和されます。

1 緑地面積率について

全県一律	20%	→	工業専用地域	10%……10%低くなります
			工業・準工業地域	15%……5%低くなります
			その他の地域	20%……今までと変わりません

2 環境施設面積率について

緑地面積率 プラス5% となります。

全県一律	25%	→	工業専用地域	15%……10%低くなります
			工業・準工業地域	20%……5%低くなります
			その他の地域	25%……今までと変わりません

[届出の方法]

平成18年4月1日以降工場立地法の新設・変更等の届出を行う場合に適用されます。

[昭和49年6月28日以前に設置等されている既存工場の準則計算について]

- ・既存工場が準則の備考の計算をする場合、計算方法は変わりません。
- ・計算式に代入する値が区域により変わります。

区域	計算式に代入する値	緑地面積率の場合	環境施設面積率の場合
工業専用地域(乙区域)		0.1	0.15
工業・準工業地域(甲区域)		0.15	0.20
その他の地域		0.2	0.25

下記 HP にある「工場立地法の手引き(既存工場の準則計算)」をご覧ください

[都市計画区域について]

所在地の区域が不明の場合、工場所在の市町村にお問い合わせください。

不明な点はお問い合わせください。

また工場立地法について HP に詳しい説明を載せています。参考にしてください。

「ようこそ千葉県ホームページ 産業振興課 工場立地法のご案内」

http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/f_sanshin/koujorich/richi.html

問合せ先 千葉県商工労働部産業振興課 産業企画室

電話 043-223-2719

FAX 043-222-4555

メール sangyo3@mz.pref.chiba.jp

